

特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会
第14回（平成26年度第2回）理事会議事録

日 時：平成26年2月21日（金） 13：00～16：00

場 所：AP 品川

出席者：堀部敬三（理事長）

越永従道（副理事長）

井上雅美、大賀正一、小川千登世、小原 明、菊田 敦、嶋 緑倫、滝 智彦、田尻達郎、
田中祐吉、野崎美和子、檜山英三、堀 浩樹、前田美穂、米田光宏（以上理事）

田口智章、花田良二（以上監事）

小田 慈（第56回学術集会会長）

黒田達夫（第58回学術集会会長）

欠席者：菊地 陽（理事）、杉田完爾（第57回学術集会会長）

議長：堀部理事長

本日の理事出席者数は17名中16名であり、定款27条2項に定める定足数を満たしているため、本理事会は成立することを確認した。続いて、以下の議案について逐次審議に入った。

I 議事録署名人の選出

井上雅美理事、菊田 敦理事が選任された。

II 前回理事会議事録（案）の確認

修正なく承認された。

III 審議事項

1. プログラム委員会（コア委員会）について（田尻プログラム委員長）

1月31日に開催された同委員会について報告があり、以下のように了承された。

- ・オーラルセッションの抄録およびスライドは英語で作成することとする。
- ・ポスターセッションの抄録は日本語でも英語でも可とする。演者は指定時間にポスター会場に待機することとし、発表はなしとするが、コーディネーター2名のリードで質疑応答を行う。
- ・国際的な発表に関しては国際委員会と連携する。
- ・タイトルと図表は英語表記が良いのではないかとの意見があり、プログラム委員会にて検討することとなった。
- ・他学会との連携について、日本癌治療学会は細井先生、日本血液学会は嶋先生を窓口として進める。

2. 各種委員会規程（案）について

各種委員会委員長から委員会規程（案）が示され、審議の上、適宜必要な修正を行った。今後、各委員長が修正版を規約委員会に提出し、同委員会で内容の確認および語句の調整・統一を行った上で、最終版を作成することとなった。

また、各種委員会業務の関連事項についてあわせて審議を行い、以下のように了承された。

- ・庶務委員会（越永委員長）

学会誌に議事録を掲載する際には、庶務委員会が掲載内容を確認することとなった。

また、会員の専門領域については、一般会員と評議員に分けて必要な照会・確認を行うこととなった。

- ・財務委員会

経費支払の際の内容確認（財務委員長、理事長など）について、次回理事会までに運用方法を検討することとなった。

- ・社会・広報委員会

学会ホームページについて、全体のデザインおよび管理は社会・広報委員会が担当するが、各委員会ページの内容については、当該委員会の担当理事および委員長が責任を持って管理・更新することを確認した。

また、今後、会員用コンテンツと一般用コンテンツを明確に切り分ける必要があること、通常の更新費用を超える改変が生ずる場合には、理事会の承認を必要とすることを確認した。

- ・倫理委員会

懲罰委員会を別途諮問委員会として設置するかについて、今後検討していくこととなった。

本委員会としては、まずは懲罰規定の作成に着手することとなった。

- ・学会プログラム委員会

本委員会が学術集会の優秀演題受賞者選定・表彰を担当することとなった。

- ・専門医制度資格認定委員会

諸般の状況に鑑み、委員会名を従前の「専門医制度委員会」に戻すこととなった。

研修目標およびカリキュラムは本委員会にて作成を行い、更新ポイントとなる本会主催教育セミナーのプログラムについては、教育・研修委員会が担当することを確認した。

- ・診療ガイドライン委員会

「評価委員」は外部委員ではなく、内部委員であることが確認された。

- ・評議員資格審査委員会

本委員会は資格審査を適切に行うことが業務であり、資格審査の基準そのものを検討することは本委員会業務ではないことが確認された。

- ・臨床研究倫理審査委員会

前期委員会では、委員会内に領域別のWGを設置していたが、今期より廃止した。

なお、堀部理事長より、近年、臨床研究審査を取り巻く状況が変化しているため、本委員会のあり方についても今後検討をしていく必要があるとの意見が述べられた。

3. あり方委員会について（堀部理事長）

1月24日に開催された同委員会での審議内容およびその後の持ち回り審議における各役員の意見を基に審議を行った。

がんの子どもを守る会との協力体制は引き続き維持していくことで合意を得たが、他の患者・家族団体や支援団体との関係を含め、連携の方法や位置づけについては今後さらに検討していくこととなった。

学術集会については、日本小児がん看護学会とは従来通り合同開催とし、がんの子どもを守る会とは共同開催として、そのようにポスターの表記を変更することとなった。

会員の構成については、コメディカルを増やしていくべき、学会支援者は別枠として考えるべき、等の意見が述べられたが、引き続き検討していくこととなった。

また、法人格変更の問題等、その他の案件については継続審議していくこととなった。

4. 対外委員およびその活動について（堀部理事長）

本学会として対外的に活動していることがあれば、理事長ならびに事務局に必ず報告をするよう要請があった。

なお、日本小児科学会用語 WG については、折り返し先方に報告する必要があるため、理事会終了後、早急に検討することとなった。

5. 各種委員会委員選任について（堀部理事長）

各種委員会委員リストの最終案が示され、原案通り承認された。

6. その他

1) ゴールドリボンウォーキング 2014 後援について

審議の結果、後援が承認された。

IV 報告事項

1. 疾患委員会報告（活動方針および事業計画）

各委員会担当理事より活動方針および事業計画の提案があり、承認された。

また、関連事項に関して以下のように了承された。

1) 造血細胞移植委員会（井上担当理事）

委員会内互選により、橋井佳子先生が委員長となった。

2) 再生不良性貧血・MDS 委員会（大賀担当理事）

委員会内互選により、渡邊健一郎先生が委員長となった。

中央診断システムを継続していくが、経費面などを含めてシステムの再検討を行う。また、本委員会が果たす役割、事業内容について今後検討を進めていく。

3) 血小板委員会（菊田担当理事）

委員会内互選により、中舘尚也先生が委員長となった。

なお、「小児血小板疾患 ML」について、症例相談を行う場合、個人情報保護の問題がないかとの懸念が示された。審議の結果、今後、本件を含めて学会内のメーリングリストの管理について検討していくこととなった。

4) 止血・血栓委員会（嶋担当理事）

委員会内互選により、瀧 正志先生が委員長となった。

日本では血友病の診断に地域格差があるため、均てん化の目的で小児血友病診療ネットワークを作った。ただし、こちらも個人情報保護の問題があるため、今後どのように運営していくかについて委員会

内にて検討していくこととなった。

5) 白血病・リンパ腫委員会（滝担当理事）

小原疾患登録委員会委員長より、白血病・リンパ腫の調査に関して、データの二次使用についての研究計画書・倫理審査申請書の提出が必要との要請があった。

6) 組織球症委員会（前田担当理事・委員長）

米田診療ガイドライン委員会副委員長より、本委員会の活動計画にある「診療ガイドラインの作成への関与」について、現在白血病・リンパ腫のガイドラインに組織球症を組み込む予定はないため、ガイドラインに項目として入れる必要があるのであれば、理事会として検討をしてほしい旨要望があった。

また、疾患委員会全体の問題として、「ガイドライン」ではなく「ガイド」という名称である等、スタイルがまちまちなため、今後統一していく必要があるのではないかと意見が述べられた。

2. 庶務報告（越永副理事長）

会員異動状況の報告があり、また 11 名の新入会希望者について入会が承認された。

3. 常設委員会報告

時間の関係で、緊急案件以外の報告については、次回理事会での報告とした。

1) 庶務委員会（越永委員長）

次回報告することとなった。

2) 財務委員会（前田委員長）

公認会計士監査の必要性について審議を行ったところ、会計処理の透明性を担保するために、監査を実施することとなった。監査報酬額については事務局で調査を行い、財務委員会に報告することとなった。

また、賛助会員については、旧日本小児血液学会時代より大分減っている現状があるため、理事には企業への声掛けをお願いすること、現状の一口 5 万円を一口 10 万とすることが決定した。声掛けを行う企業については、委員会でリストアップすることとなった。

また、現状、留学等における休会制度はないが、滞納会費を納入すれば資格の復活は可能という申し合わせを確認した。なお、今後、改めて会費滞納者の除籍処理などのルールを作成することとなった。

また、年会費のオンラインクレジットカード決済システム（学会支援機構）を導入することが決定した。

3) 社会・広報委員会（檜山委員長）

会員専用ページの作成経費が示され、承認された。

会員ページには、現コンテンツの評議員ページ、専門医ページ、疾患登録、評議員会議事録、常設委員会、理事諮問委員会、疾患委員会を入れる方向で進めることとなった。

また、新たに一般向けのコンテンツを作成するかどうかなど、今後検討を進めることとなった。

4) 学会誌編集委員会（嶋委員長）

次回報告することとなった。

5) 規約委員会（野崎委員長）

外部委員報酬規定（案）が示され、審議を行った。

1回あたりの報酬額について金額に幅があるのは、実際の運用がしにくいとの意見があり、今後、細かい運用方法についての基準を盛り込むこととなった。

6) 倫理委員会（前田委員長）

次回報告することとなった。

7) 利益相反委員会（田中委員長）

「利益相反の取り扱いに関する細則」の改正案が示され、審議の結果、一部修正の上、以下のように承認された。

第4条 「・・・就任時の前年度1年間における・・・」を「・・・就任時から遡って1年間における・・・」に改定

第8条3項 「・・・利益相反規定・・・」を「・・・利益相反規程・・・」に改定

なお、学会誌論文掲載の利益相反開示については、委員会内で一度検討後、改めて提案することとなった。

8) 保険診療委員会（小川委員長）

次回報告することとなった。

9) 学術委員会（越永委員長）

次回報告することとなった。

10) 教育・研修委員会（大賀委員長）

次回報告することとなった。

11) 学術集会プログラム委員会（田尻委員長）

次回報告することとなった。

12) 専門医制度資格認定委員会（米田委員長）

専門医申請の一次登録が3月1日より開始するため、役員の所属施設等で受験をする予定の場合は必ず登録を行うよう注意を促してほしい、との要望が述べられた。

また、追って4月には認定外科医、研修施設、研修集会の申請受付を開始すること、詳細についてはホームページに掲載したことが報告された。

13) 疾患登録委員会（小原委員長）

小児慢性疾患について、実務としての対応が遅れていたことが発覚したため、診断ガイドライン作成について緊急に対応をしたことが報告された。あわせて、助成金等、受給の問題があるため定義をしっかりとし、公平に受給できることが大枠となるが、医療としての診断、学問としての診断、用語としての診断名が微妙にずれているとの報告があった。

14) 国際委員会（堀委員長）

次回報告することとなった。

15) 診療ガイドライン委員会（菊田委員長）

堀部理事長より、非腫瘍性血液疾患に関しては疾患委員会が作成しており、腫瘍性疾患については臨床研究グループに関わっている医師にガイドラインにも関わってもらっていた経緯があるため、同様の整理を行うのであれば、診療ガイドライン委員会で整理をして、疾患委員会に依頼を行ってはどうかとの意見が述べられた。

また、疾患委員会としてそれぞれの疾患の小冊子を作成するのか、診療ガイドラインに掲載をするの

か等、今後、検討および整理を行っていくこととなった。

16) 評議員資格審査委員会（井上委員長）

次回報告することとなった。

17) 臨床研究倫理審査委員会（滝委員長）

次回報告することとなった。

4. 学術集会準備報告

1) 第 56 回日本小児血液・がん学会（小田会長）

以下の報告があり了承された。

プログラム委員会（コア委員会）で決定した日本小児がん看護学会、がんの子どもを守る会の位置付けの結論にしたがい、学術集会ポスターの表記を一部変更した。

また、スポンサーセミナーの応募が集まってきたが、役員の方々が懇意にしている会社があれば、声掛けをお願いしたい旨要望が述べられた。

2) 第 57 回日本小児血液・がん学会（杉田次期会長）

特になし

3) 第 58 回日本小児血液・がん学会（黒田次々期会長）

以下の報告があり了承された。

コンベンション会社を通じて丸の内に新しくできるコンベンション施設をおさええたが、会場費が高額である。また、あり方委員会で 6 月開催の可能性が示されたため、コンベンション会社に確認を行ったところ、企業の株主総会があるため会場がおさえられないとのことであった。

今後、コンベンション会社の変更も視野に入れて引き続き検討していく。

5. その他

1) 第 55 回日本小児血液・がん学会報告

田口前学術集会会長より、第 55 回学術集会参加者について、医師 1,003 名、看護師 514 名、その他 303 名で、有料参加者数合計は 1,820 名。学生 65 名、招待者 87 名で無料参加者数合計は 152 名。以上により、参加者数合計は 1,972 名であったとの報告があった。

なお、学術集会の参加者内訳なども、今後学会誌に掲載すべきではないかとの意見が述べられた。

また、学術集会を運営するコンベンション会社とは、契約書を締結するべきではないかとの意見があり、今後、理事会で契約内容を確認の上、締結をすることとなった。

2) 次回理事会について

5 月 23 日（金）11：00～17：00 に開催することとなった。

多数の案件を審議する必要があるため、当分は午前中から開催することで了承された。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。